

第二種貨物利用運送事業（内航海運）をはじめするには、貨物利用運送事業法第20条の許可が必要（鉄道、航空等他の第二種貨物利用運送許可事業者の場合には、同法第25条に基づき、事業計画及び集配事業計画の変更認可が必要）です。

ここでは、第二種貨物利用運送事業（内航海運）の許可又は変更認可を受ける際に必要な書類や申請方法等を参考として掲載します。

事前の相談や申請書類の提出先については、18頁に記載した最寄りの運輸局等までお問い合わせ下さい。

(様式1)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

申請日を記入

国土交通大臣

〇〇〇〇 殿

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇—丁目1番1号
氏名又は名称 〇〇〇〇 株式会社
代表者氏名(役職) 代表取締役 〇〇〇〇
担当者氏名 〇〇〇〇 Tel:01-2345-6789
E-mail: abc@def.co.jp

申請者の情報を記入する。
(申請後に問い合わせをする場合があるので、
担当者情報についても記入。)

第二種貨物利用運送事業許可申請書

今般、第二種貨物利用運送事業(内航海運)の許可を受けたいので、貨物利用運送事業法第21条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称 〇〇〇〇 株式会社
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇—丁目1番1号
代表者氏名(役職) 代表取締役 〇〇〇〇

申請者の情報を記入。

2. 事業計画

別紙1のとおり

3. 集配事業計画

別紙2のとおり

貨物利用運送事業法第25条に基づき
事業計画及び集配事業計画の変更認可申請を
する場合は体裁が異なりますので、ご注意ください。

事業計画の書き方

(様式2)

別紙 1

事業計画

 1. 利用運送に係る運送機関の種類
内航海運

「内航海運」と記入。
いわゆる一括申請の場合には、他の運送機関分の事業計画及び集配事業計画も作成が必要。

 2. 利用運送の区域または区間
全国各港間

「全国各港間」と記入。

3. 主たる事務所の名称及び位置

名称	位置
〇〇〇株式会社〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号

今回の事業を統括する事務所が本社とは異なる場合には、その事務所の名称及び所在地を記入。
本社と同じ場合には「本社と同じ」と記入。

4. 営業所の名称及び位置

営業所	位置
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号
△△営業所	〇〇県〇〇市〇〇町二丁目2番2号

今回の事業に係る営業所を記入。
他の営業所がなく、本社のみで事業を営む場合には、「本社と同じ」と記入。

5. 業種の範囲

一般事業 ← 「一般事業」と記入。

6. 保管施設の概要

保管施設名	位置	所有・賃借	棟数
〇〇営業所内	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号	所有	

今回の事業で使用する、自社が所有または賃貸借契約を結んでいる保管施設を記入。
保管施設を必要としない場合や委託先で保管する場合はその旨を記入。

7. 利用する運送事業者の概要

運送事業者	種類	航路	船種	住所	電話番号
〇〇株式会社	船会社	定期	フェリー	〇〇県〇〇市〇〇三丁目3番3号	09-8765-4321
有限会社△△	利用運送事業者	不定期	コンテナ船	△△県△△郡△△町△△4番地4	0123-45-6789
株式会社□□	船会社 利用運送事業者	定期 不定期	RORO船 コンテナ船	□□府□□市□□区□□五丁目5番地5	098-765-4321

幹線輸送部分を担う船会社、利用運送事業者を記入。

8. 着地における受取事業者の名称、住所等

仕向地	受取事業者	代表者名	住所
苫小牧	××陸送株式会社	××××	北海道××市××区××六丁目6番6号
小名浜	有限会社△△	△△△△	△△県△△郡△△町△△4番地4
博多	株式会社□□	□□□□	□□府□□市□□五丁目5番5号

各仕向地において受け取る事業者を記入。
仕向地欄には、港名を記入。
自社による配送は、記入を省略できる。

9. 備考

標準内航利用運送約款を使用する場合に記入。
独自の約款を使用する場合には、別途認可が必要。

集配事業計画の書き方①

(様式3)

別紙2

集配事業計画

仕立地、仕向地とも集荷、配達の拠点となる港を特定し、その港名を記入。
 例示の「博多・小名浜」のように、双方の輸送を担う場合にはいずれについても記入。
 「全国各港間」「〇〇港等」といった記載は不可。

1. 貨物の集配の拠点

仕立地	仕向地
名古屋	苫小牧
東京	苫小牧
博多	小名浜
小名浜	博多

2. 貨物の集配を行う地域

仕立地及び仕向地周辺

「仕立地及び仕向地周辺」と記入。

3. 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

営業所	位置	所有・賃借	備考(併用の有無)
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号	所有	
△△営業所	△△県△△郡△△町二丁目2番2号	賃借	併用

4. 貨物の集配体制

(自己の集配体制で実施する場合)

【仕立地(発港)】

イ) 営業所に配置する事業用自動車の数

営業所名	車両数	備考(併用の有無)
△△営業所	5	併用
計	5	

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫との距離	車庫所在地	収容能力	備考(併用の有無)
△△営業所	〇〇km	△△県△△郡△△町二丁目2番2号	〇〇.〇㎡	
	□□km	△△県△△郡△△町二丁目2番3号	□□.□㎡	

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力

営業所名	所在地	収容能力		備考
		休憩	睡眠	

ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

営業所名	運行管理者	選任年月日	整備管理者	選任年月日	備考

今回の事業の貨物の集配に係る営業所の情報を記入。
 一般貨物自動車運送事業と併用する場合、備考欄に「併用」と記入。

今回の事業で使用する貨物自動車数を記入。
 一般貨物自動車運送事業と併用する車両がある場合には、備考欄に「併用」と記入。※

収容能力については、面積(平米数)を記入。※

休憩、睡眠施設の収容能力については、面積(平米数)を記入。
 【特定二種のみ記入】

貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条及び第38条の規定に基づき選任した運行管理者及び整備管理者について記入。
 【特定二種のみ記入】

※ 併用の場合で、貨物自動車運送事業法に基づき提出している最新の情報と同4の場合には、「貨物自動車運送事業法に基づき平成〇年〇月〇日届出済の車両及び平成〇年〇月〇日認可済の車庫を使用」といった記載に省略することも可。

集配事業計画の書き方②

【仕向地(着港)】

イ) 営業所に配置する事業用自動車の数

営業所名	車両数	備考(併用の有無)
△△営業所	5	併用
計	5	

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫との距離	車庫所在地	収容能力	備考(併用の有無)
△△営業所	〇〇km	△△県△△郡△△町二丁目2番2号	〇〇.〇㎡	
	〇〇km	△△県△△郡△△町二丁目2番3号	〇〇.〇㎡	

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力

営業所名	所在地	収容能力		備考
		休憩	睡眠	

ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

営業所名	運行管理者	選任年月日	整備管理者	選任年月日	備考

(集配を他の者へ委託する場合)

【仕立地(発港)】

受託者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集荷車両数

仕立地	受託事業者名		代表者名	営業所名		集配用 車両数	備考
	住所	住所		位置	位置		
名古屋	〇〇運輸株式会社		〇〇〇	本社営業所		5	一般貨物自動車 運送事業者
	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇七丁目7番地			〇〇県〇〇市〇〇区〇〇七丁目7番地			
東京	××陸送株式会社		××××	東京本社		4	一般貨物自動車 運送事業者
	北海道××市××区××六丁目6番6号			北海道××市××区××六丁目6番6号			
博多	株式会社□□		□□□□	九州営業所		1	内航運送に係る第二種 貨物利用運送事業者
	□□府□□市□□五丁目5番5号			□□県□□市□□区□□123番地			
小名浜	有限会社△△		△△△△	本社運輸部		1	内航運送に係る第二種 貨物利用運送事業者
	△△県△△郡△△町△△4番地4			△△県△△郡△△町△△4番地4			

【仕向地(着港)】

受託者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集荷車両数

仕向地	受託事業者名		代表者名	営業所名		集配用 車両数	備考
	住所	住所		位置	位置		
苫小牧	××陸送株式会社		××××	苫小牧営業所		6	一般貨物自動車 運送事業者
	北海道××市××区××六丁目6番6号			北海道苫小牧市××一丁目1番地			
小名浜	有限会社△△		△△△△	本社運輸部		1	内航運送に係る第二種 貨物利用運送事業者
	△△県△△郡△△町△△4番地4			△△県△△郡△△町△△4番地4			
博多	株式会社□□		□□□□	九州営業所		1	内航運送に係る第二種 貨物利用運送事業者
	□□府□□市□□五丁目5番5号			□□県□□市□□区□□123番地			

集配事業計画の書き方①を参照。
(記入方法は仕立地(発港)と同じ。)

仕立地(発港)側の集荷受託事業者及び
仕向地(着港)側の配達受託事業者に関する
情報を記入。※
仕立地・仕向地欄には港名を記入。
備考欄には、当該事業者が今回の事業を
担う際の位置づけ(許可状況)を記入。

※ 仕向地における委託先の情報が仕立地における委託先の情報と同一の場合には、「仕立地に同じ」と記載することも可

添付書類(様式4)

国土交通大臣
〇〇〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所、集配営業所及び保管施設については、使用権原を有し、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣言いたします。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

住所
氏名又は名称
代表者氏名(役職)

「営業所及び集配事業所」の他、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配事業所及び保管施設」と記入。
なお、特定第二種貨物利用運送事業(貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業)の場合は、「営業所及び集配事業所」を「営業所、集配営業所、車庫及び休憩・睡眠施設」と記入。

保管施設の概要

添付書類(様式6)

保管施設の概要

保管施設名	延床面積	構造	附属設備
〇〇営業所内	〇〇.〇㎡	鉄骨	施錠、監視カメラ、火災警報器

事業計画6. に保管施設を記載した場合に記入。
 構造欄には鉄骨、鉄筋コンクリート造等を記入。
 冷蔵倉庫等の特殊な施設については、その旨記載すること。
 附属設備欄には盗難防止装置、火災防止装置等について記載すること。

添付書類(様式7)

役員名簿

「〇〇〇〇年〇月〇日発行の
登記事項証明書（役員に関する
事項）等と同じ」といった
記載にすることも可。

役職	氏名	住所

添付書類(様式8)

履歴書

現住所 ○○県○○市○○丁目2番3号 ABCマンション321号室

氏名 ○○○○
生年月日 昭和○○年○○月○○日

登記事項証明書（役員に関する事項）に
現存する役員の履歴書を作成。
新設法人の場合には、発起人、社員又は
設立者の履歴書を作成。
文字入力ソフトでの記入でも差し支えない。

学 歴

昭和○○年○○月 ○○○○ 卒業

職 歴

昭和○○年○○月 ○○○○ 入社
平成○○年○○月 ○○○○ 退社
平成○○年○○月 ○○○○ 入社
平成○○年○○月 取締役 昇任

現在に至る

団体(公職)歴

平成○○年○○月 ○○○○

賞 罰

平成○○年○○月 ○○○○ 受賞

団体(公職)歴、賞罰がない場合には「なし」と記入。

上記のとおり相違ありません。

○○○○年○○月○○日

氏名 ○○○○

欠格事由に該当しない旨の宣誓書

添付書類(様式9)

国土交通大臣
〇〇〇 殿

現住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目2番3号 ABCマンション321号室
氏名 〇〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 〇〇〇〇

登記事項証明書（役員に関する事項）に
現存する役員の宣誓書を作成。
新設法人の場合には、発起人、社員
又は設立者の宣誓書を作成。
文字入力ソフトの記入でも差し支えない。

その他の添付書類①

○利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
→ 船舶運航事業者との運送(車両航送)契約書、貨物利用運送事業者との業務委託契約書、一般貨物自動車運送事業者との運送契約書。

※1 申請時点で、契約を締結していない場合には、契約書(案)に代えることができる。

ただし、契約書の写しが提出された後、許可書又は認可書が交付される。

※2 船舶運航事業者との運送契約書については、車両航送運賃の見積書等の運賃収受に関する書類に代えることができる。

※3 新設法人の場合には、設立後に契約書の写しが提出された後、許可書が交付される。

※4 契約書については、定型の書式はないが、少なくとも公序良俗に反しないものであること、事業が円滑に行われることを担保するものであること(責任の範囲や損害発生時の賠償責任等)などを含んだものであること。

○申請者情報

→ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書、直近会計年度の貸借対照表及び損益計算書。

※1 登記事項証明書(登記簿謄本、履歴事項全部証明書)は、最新のもの。

※2 個人による申請の場合には、財産に関する調書、本人確認書類を提出。

○組織体制

→ 今回の事業を営むに当たっての指揮・命令系統、担当部署が記載された組織図。

その他の添付書類②

○自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者(特定第二種貨物利用運送事業)
→ 以下の書類も準備すること。

- ①営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設に関する書類として、見取図、平面図、車庫前面道路幅員証明書その他、所有の場合には、土地・建物の登記簿謄本、賃貸の場合には賃貸借契約書の写し。
- ②計画する事業用自動車を購入する場合には売買契約書又は売渡承諾書の写し、リースの場合には、リース契約書、自動車検査証の写し、既に所有している自動車を
使用する場合には、自動車検査証の写し。
- ③運行管理体制を記載した書類として、運行管理者資格証の写し、運行管理者、整備管理者、運転者の就任承諾書又は同意書、乗務員名簿、運転免許証の写し、勤務割・乗務割。
- ④保管体制を必要とする場合には、見取図、平面図その他、所有の場合には、土地・建物の登記簿謄本、賃貸の場合には賃貸借契約書の写し。

○財産的基礎について

→ 純資産の額が300万円以上であることが必要。

○第二種貨物利用運送事業(内航海運)の許可又は変更認可が必要かどうかの判断について。

→ 「貨物利用運送事業についてのQ&A」Q43、Q44を参照されたい。

○同時申請について

→ 第二種貨物利用運送事業(内航海運)の申請とともに、他の第二種貨物利用運送事業の許可申請又は変更認可申請をする場合には、事業計画及び集配事業計画は個別に作成する必要があるが、まとめて申請(一括申請)することが可能。その場合の申請書提出先については、最寄りの運輸局等まで問い合わせること。

申請方法

以上を参考として申請書等の作成完了後、運輸局等の担当者に連絡を取り、内容の事前チェックを受けることを推奨する。過去例からも事前チェックを受けていない申請書には内容の不備が多いことが判明している。

事前チェックによる申請書等の補正終了後、添付書類を添えて主たる事務所を管轄する運輸局等に持参又は郵送(宛先に「貨物利用運送事業担当」と明記し、書留を利用)すること。

なお、担当者の事前チェックを受けることなく、運輸局等に持参又は郵送しても問題はないが、以下の点について留意すること。

- ・受理された申請書、添付書類に関し、修正点や疑問点等がある場合、その内容によっては受付ができない可能性があること。
- ・上記内容の補正が多岐にわたる場合、運輸局等まで来庁を求める可能性があること。

※1 申請してから許可又は変更認可までの期間は、標準で4ヶ月程度。

※2 書類に不備等があった場合には、運輸局等からの補正指示から補正完了までの期間については、標準処理期間から除外される。(記載内容を他の運輸局等へ照会する必要がある申請の場合には、概ね1ヶ月を加算する。)

許可又は変更認可後の各種手続き

○約款の認可

- 標準内航利用運送約款を使用せず、自社独自の約款を使用する場合には、認可が必要。
(申請方法等については、16頁を参照)

○運賃・料金設定の届出

- 許可を得てから事業を開始するに当たって運賃・料金を設定後30日以内に届出が必要。
(申請方法等については、16頁を参照)

○登録免許税の納付

- 第二種貨物利用運送事業(内航海運)の許可書を交付した際に手交する「登録免許税納付通知書」に基づき、期日までに納付。
納付後は、「登録免許税領収証書届出書」に領収証書を貼り付け、国土交通大臣あてに提出。

○各種変更手続き

- 社名、役員、住所、事業内容等に変更がある(あった)場合には、その事項によって手続きが異なるため、「許可後の留意事項」を参照。

○事業報告書の提出

- 毎年提出する。「許可後の留意事項」を参照。

○事業の種別等の掲示

- 「許可後の留意事項」を参照。

約款の認可申請及び運賃・料金の設定届出

○約款

- ・標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用する場合には、申請書(事業計画9.備考)にその旨を記載するだけで足りる。
- ・自社の独自約款を使用する場合には、予め認可が必要(変更の場合も同様)となる。
- ・申請書の宛先と提出先は運輸局等、標準処理期間は1ヶ月程度。
- ・第二種貨物利用運送事業の許可または事業計画及び集配事業計画の変更認可と同時に事業を開始する場合は、同申請書とともに提出する。

○運賃・料金

- ・事業の許可を得て運賃・料金を設定してから30日以内に運輸局等に提出。(事後届出)
(変更が生じる場合も同様)
- ※港湾運送事業者に支払う港湾運送料金は、届出の対象外。
- ※宅配便、引越、霊柩等一般消費者を対象とした運賃・料金は、主たる事務所その他営業所において、誰もが見やすいように掲示する必要がある。

譲渡・譲受、分割・合併、相続の認可申請及び休止・廃止届出

○譲渡・譲受

- ・認可が必要、宛先は国土交通大臣、提出先は運輸局等。
- ・標準処理期間は4ヶ月程度。

○分割・合併

- ・認可が必要、宛先は国土交通大臣、提出先は運輸局等。
- ・標準処理期間は4ヶ月程度。

○相続

- ・被相続人の死亡後、60日以内に認可が必要、宛先は国土交通大臣、提出先は運輸局等。
- ・標準処理期間は4ヶ月程度。
※認可するもしくは認可しない旨の通知があるまでは、相続予定人が許可を継続して有しているものとみなす。

○休止・廃止

- ・休止もしくは廃止をしてから30日以内に届出が必要。(事後届出)
- ・宛先及び提出先は以下のとおり。
 - ①休止の場合には、宛先は運輸局長等、提出先は運輸局等。
 - ②廃止の場合には、宛先は国土交通大臣、提出先は運輸局等。※あくまで貨物利用運送事業全体の休止・廃止をする場合に限る。

○北海道運輸局海事振興部貨物港運課
電話番号:011-290-1013

○東北運輸局海事振興部海事産業課
電話番号:022-791-7512

○北陸信越運輸局海事部海事産業課
電話番号:025-285-9156

○関東運輸局海事振興部貨物課
電話番号:045-211-7272

○中部運輸局海事振興部貨物港運課
電話番号:052-952-8014

○近畿運輸局海事振興部貨物港運課
電話番号:06-6949-6417

○神戸運輸監理部海事振興部貨物港運課
電話番号:076-321-3147

○中国運輸局海事振興部貨物港運課
電話番号:082-228-3690

○四国運輸局海事振興部貨物港運課
電話番号:087-825-1184

○九州運輸局海事振興部貨物課
電話番号:092-472-3156

○内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課
電話番号:098-866-1836

○国土交通省総合政策局物流産業室
電話番号 03-5253-8300